

大阪工業大学知的財産学部  
学部長 石井 正教授に聞く

## 日本初の知的財産学部設置

インタビュー パテント編集委員会副委員長 佐藤富徳  
同委員 丸山温道, 岩井将晃



石井教授

**佐藤** 「関西は今」ということで、大阪の産業界はかなり停滞しておりますが、これを何とか活性化すべく頑張っているという状況を読者の皆様方にお伝えしようと、インタビュー特集を企画したわけです。特に「産官学」ということで「学」として、日本で最初に知的財産学部を創設されたという大阪工業大学さんにお伺いしてインタビューさせていただきました。いいインタビュー記事ができることと期待しております。よろしく願いいたします。

**石井** どうも、こちらこそよろしく申し上げます。

**佐藤** それでは最初に、石井先生は特許庁におられたということ、少し自己紹介をお願いいたします。

**石井** 私は、大学は理工学部の電気です。1967年に公務員試験を受けまして、68年4月に特許庁に入りました。当時の審査第2部の応用物理という部屋で、初めはカメラとか複写機の審査をしました。68年に特許庁に入りますと、退官したのが2001年ですから、結局33年、特許庁におりました。

特許庁時代で思い出深いことは多くあるのですが、特許特別会計に移ったときプロジェクトチームに入れて頂きまして、報告書づくり等々に苦勞したことは今も思い出します。またペーパーレスシステムの企画、開発、管理もやりました。あと、三極の日米欧特許庁会合にはほとんどかわかりまして、これも思い出深いところです。1995年10月に当時の審査第2部の部長、今で言うと特許審査1部の部長になりまして、98年に審査部長、99年に技監になり、2001年に退官したというのが、特許庁における経験です。

在官中、2000年の秋の頃でしたか、大阪の工業大学で、ぜひ知的財産を中心とした学部をつくってみたいという声があり、全体をまとめる人材について壁に

### Profile ————— Tadashi Ishii

1943年生まれ 中央大学理工学部卒  
1968年 特許庁入庁、審査第二部長、審査部長、特許庁特許技官を歴任  
2001年 (社)日本国際知的財産保護協会理事長に就任  
2001年 大阪工業大学 教授  
2003年 大阪工業大学 知的財産学部 学部長・教授

ぶつかっているという相談を受けました。いろいろご紹介し相談するうちに、結果的に、相談を受けていた私に是非……ということになり、これが退官間際の2001年ぐらいでした。

退官後すぐ、こちらの大学の教授として赴任して、結局2年かかりまして、2003年の4月に学部がスタートしました。

2年間かけて何をやってきたのかというと、1つには、日本で初めて、世界でも非常に珍しい知的財産学部ではそもそも何を教えるのか。どういう人材を育成しようとするのか。加えて、卒業後の就職先はあるのか。そうしたものを順次、検討していかなければならない。その後、文科省への手続があります。そして最も重要な問題が人材の確保です。教育は結局人と人で、だれが教えるのか。教える先生を確保しなければならない。そうしたことに加えてこの学部のために10階建ての建物もつくりました。

結局2年かかり、おかげさまで昨年4月に学部がスタートしましたが、非常にうまく立ち上がることができました。1,000名を超す学生が応募して、昨年177名の1期生が入り、今年4月の2期生は191名入り、おかげさまで、順調にやってこられたというところです。

**佐藤** 先生は東京から大阪に来られて、文化の相違なんかは大分経験されましたか。

**石井** ずいぶん違うのかなという予想はありました

が、案に相違してそうでもないと思いました。昔と違って今はそれほど東と西の違いがあるわけではない。

ただ、関西のほうがベンチャースピリットといいですか、新しいことに挑戦するという気概はあるという印象は持ちました。現にこの大学、日本で初めて知的財産を学部でやるということ自体、東京ではそういう発想が出ず、関西で出てきています。

江戸時代以来ずっと、やはり大阪のほうが新しいことに挑戦するという文化的、経済的、歴史的な背景がありますね。ですから、そういう意味ではこの学部をつくらうというのが大阪から出たというのは、私は、あり得ることだし、それは非常に良いことだと思いました。

**岩井** 初めて知的財産学部をつくるということを大学からオファーされたときには、どのような感じを受けられましたか。

**石井** 大学としてそれを決断したということは立派だなというのが、最初の理解です。よくそれだけの決断をしたと思いました。

ただ、大学も決断はしたものの、知的財産を学部でスタートするということについての理念や、考え方とか、そもそも学生が集まるのかとか、卒業後どうするのかということは、まだほとんど白紙でした。ただ、学部として立ち上げたいというのが大学側の強い希望で、いわば、あとの設計図は全部まかせるということでした。それが私の仕事で、その設計図を全部つくることとなりました。

本来ならば、知的財産の場合大学院でスタートするほうが、正直な言い方をすれば楽だったでしょう。そこをあえて学部でスタートするというのは、これは容易ではありません。ではなぜ、難しい学部でスタートしたのか、大学院でなぜスタートしなかったのかというのは、理由があります。

本大学は、学部でいくということ、そもそも98年ぐらいから考えていたようです。そのころは、専門職大学院というコンセプトが世の中にはまだなく、大学院というのは基礎となる学部があって、その上の研究課程を意味します。ところがこの大学は、工業大学ですからそもそも基礎となる学部というのは、工学部と情報科学部しかありません。そこに研究課程を設けるといっても、知的財産は研究課程の設計のしようがない。そうすると、結局この大学が知的財産をやろうとするなら、学部からやるしかないのです。

工業大学で知的財産をやろうと考えたのは立派でした。それを考えた瞬間に、それは学部からやるしか、選択肢はないということです。ある意味でたいへんな決断をされたと思います。

**岩井** まずその学部をつくるという上で、いわゆるカリキュラムとか、いろいろと準備することがあると思うんですが、まず何に着手しようと思われましたか。

**石井** ともかく、大学院からスタートするのならば、非常に限られた数の、非常に高度に専門化された人材を育成すればよい。だから、むしろつくりは簡単なのです。

ところが、学部でやるというのは、まず規模が大きいです。現に2期生は191名、1期生で177名です。それと、何といってもアンダーグラデュエートですから。非常に専門化された知識を学部で勉強させるというのは、そもそもその考え方は何かということ、まずしっかりと決めておかないとまずい。

私どもの考えたのは2つあります。まず1つは、事務所の場合は弁理士さんという、専門資格を持った、非常に能力の高い、職業的訓練がきちんとされた方がいらっしゃるわけです。企業の場合だと、知的財産部にやはりきちんとした人材がいます。ところがそういう人たちだけでこの分野は仕事がすすむわけではないのです。事務所には多くの所員がいます。企業には知的財産部員がいます。英語ではこれらの多くをパラリーガルと称するようです。

ところが、この知的財産パラリーガルに対して、教育システムが日本にはほとんどありません。アメリカにもやはりパラリーガルが多く、活躍しています。大体アメリカの場合ですと、ロイヤー1人にパラリーガルが3人つきます。日本の場合ですと、事務所は、以前弁理士会が調べましたね。弁理士1人に平均4人から5人の所員がつきます。

アメリカは、70年代初めに、このロイヤーに対するパラリーガルという関係が非常に難しい状況になったときがありました。ロイヤーは制度的にきちんと身分保障されているのに、パラリーガルには身分保証、処遇保証がない。これはあまりにもひどいじゃないかという反発が、パラリーガルからも出てきたのです。これを70年代初めにABAが、放置できない問題ということで、パラリーガルについてももう少し明確な仕組みを用意すべきだと検討し、方策をだしたのです。

1つは、アソシエーションをちゃんとつくらうと。

全米のパラリーガルのアソシエーションと、州ごとのアソシエーションをつくる。アメリカはそういう職業的専門家というものは、資格試験ではなくて、むしろそれらがどこに所属するのか、いわゆる職業団体の存在が重要です。これをまずつくろうと。

他方で、コミュニティーカレッジ、各地方に存在する、大体学生数1,000人前後の比較的小さい大学がたくさんあって、このコミュニティーカレッジが、パラリーガルを教育する教育システムをカリキュラムに入れ始めました。これが意外と人気がありました。そのころ70年代初めは、コミュニティーカレッジが非常に経営危機に陥ったときでもあり、新しい教育の方向をつくろうとコミュニティーカレッジは考え、それをカリキュラムに入れた。一方ABAは、パラリーガルの不満を解消するために、パラリーガルのちゃんとした仕組みをつくろうとした。これが70年代初めです。今でもインターネットでparalegalと入れますと、全米のコミュニティーカレッジのパラリーガルの教育コースが出てきます。

こういう動きが一方にあり、日本は事務所、企業でも、そういうパラリーガルが現に活躍ながら、教育システムがほとんどないわけです。いろんな講習会で勉強するしかない。

もう1つ私の頭にありましたのは、例えば医療の世界です。今、医療の場合には、医者1人に対して大体5人から10人の医療技術専門家がつくようです。まず看護師、薬剤師がつき、さらにエックス線の技術者等かかわってきます。最後はリハビリの専門家だとか、いろんな医療スタッフが、大体、医者1人に5人から10人。薬剤師は薬剤師、看護師は看護師、エックス線の技術者までちゃんと、大学のカリキュラムがあり、それぞれの専門家を育成するコースがあるのです。

要するに、1人の医者に対しては、しっかりしたサポート体制が仕組みとしても、大学教育としても全部できています。これらは、大学の学部の中に全部コースがあります。

日本では、これから知的財産がより重要性を増してくる。そこには、さまざまな能力を持つ専門家が協力しながら、その知的財産を支え、活用していく時代になるとするならば、限られた数のいわばお医者さんだけが重要なのではなくて、医者を支える全体の仕組み、しかもその仕組みというのは、すべて人なのです。そ

の人は、それぞれが職業的訓練、専門家としての訓練を大学教育で受けています。看護師さんも、薬剤師もそうだし、福祉にかかわる人々も皆大学で教育を受けています。結局、知的財産の世界も共通性があるのではないか。

こういうものを全部考えていくと、学部で知的財産の専門家を育てるということは、あり得るし、またむしろ現実のニーズもあるし、将来性もあると考えることができる。

私どもは、来年専門職大学院をつくろうと考えているわけですが、大学院はそういう意味では、高度専門家のクラスです。弁理士さんとか、企業の知的財産部の管理者の育成が目的です。

学部と大学院という中でトータルの人材育成をしていこう、こういう考え方を決めたのが2001年の秋ぐらいです。私はこの大学に4月に着任して、秋ぐらいに大体このコンセプトで行こうと決めました。文科省にも全部その線で説明し、文科省も了解され、賛同を得たわけです。

**岩井** そういうコンセプトをつくられて、それに見合うカリキュラムを今度はつくられるということになると思いますけれども、それを具体的に、今行われているカリキュラムについて、ご紹介いただければと思います。

**石井** 図1に示すようなカリキュラムが、2004年度のカリキュラムです。

まず、1年生は、昔で言う教養課程の科目が多く、基礎教育科目というものを中心に受講していきます。昔は、1年、2年が教養課程となっていましたが、今は文科省の指導も非常に弾力化されています。ですから、私どもも、1年次で教養課程の科目のほとんどを済ませます。

2年目からは専門科目を入れていきます。1年のときでも、専門科目の一部は受講します。例えば専門科目の中の「産業社会と知的財産」は知的財産の入門講座ですが、これを1年の春の学期で受講します。そして、秋の学期には「知的財産法概論」を。春の「産業社会と知的財産」は、私がみずから教え、次に則近教授に秋の「知的財産法概論」を担当して頂いています。

2年になりますと、専門基礎科目が増えてまいります。まず民法、商法が入り、民事訴訟法があります。民法I、IIと、それから特許法・実用新案法I、II、

(○必修科目、□選択必修科目)

	1年次	2年次	3年次	4年次	
<b>専門基礎科目</b>	○専攻社会と知的財産 法令解釈概論 ○知的財産法概論 現代技術と産業 経営学	○民法Ⅰ 民事訴訟法 ○民法Ⅱ 特許法・実用新案法Ⅰ ○商法Ⅰ 特許法・実用新案法Ⅱ ○商法Ⅱ 意匠法 ○商標法 ○著作権法	不正競争防止法 経済法Ⅰ 行政法Ⅰ ○復讐知的財産制度概論 企業経営および組織概論 ○専攻システム	経済法Ⅱ 行政法Ⅱ ミクロ経済学 マクロ経済学 会計学 パラリーガル論	□ビジネス英語 □知的財産英語基礎 □知的財産英語応用
<b>工学との連携領域</b>	□現代機械技術概論 □現代化学概論	□エレクトロニクス概論 □コンピュータ技術概論	□バイオテクノロジー概論 □現代産業技術史		
<b>ベンチャー経営工学領域</b>		ベンチャービジネス論 イノベーションとベンチャービジネス	経営工学概論 経営システム論	IT・バイオテクノロジーとベンチャービジネス 経営行動科学	
<b>知的財産手続領域</b>			特許手続Ⅰ 特許手続Ⅱ	特許明細書作成 商標手続 海外特許手続	
<b>知的財産管理領域</b>		知的財産と企業経営 研究開発と知的財産管理			
<b>知的財産戦略領域</b>			マーケティングとブランド 知的財産関連情報 研究開発と知的財産戦略 知的財産侵害防止の基礎 国際企業法務概論 米国の知的財産制度概論	コンテンツ知的財産論 □知的財産管理演習 知的財産契約の基礎 □知的財産戦略演習 欧州の知的財産制度概論 □国際法務演習	
<b>国際法務領域</b>			□インターンシップ	創造工学 独占禁止法と知的財産 技術標準と知的財産 アジアの知的財産制度概論 国際特許争訟の対応	
<b>インターンシップ</b>			□知的財産実務 ○研究基礎演習		
<b>卒業研究</b>				○卒業研究	
<b>基礎教育科目</b>	人文社会概論 哲学 心理学	現代日本への歩み 東アジアの言語と文化 芸術学	人間発達と人権 大原学		
<b>社会の仕組みを学ぶ</b>	法学Ⅰ・Ⅱ 社会学 政治学	経済学 日本の産業 東アジアの社会と歴史			
<b>科学技術を学ぶ</b>	自然科学概論 科学技術の歴史 環境と人間	日本の技術 物理の世界 化学の世界	生物の世界		
<b>数理的手法を学ぶ</b>	基礎数学Ⅰ・Ⅱ	統計学基礎			
<b>先端コミュニケーションの理解</b>	言語表現法Ⅰ		言語表現法Ⅱ プレゼンテーション ビジネスマナー		
<b>異文化とのコミュニケーション</b>	発信英語Ⅰ・Ⅱ	発信英語Ⅰ・Ⅱ	時事英語Ⅰ・Ⅱ	資格英語 英語プレゼンテーション 海外語学研修	
<b>スポーツと健康の理解</b>	健康体育Ⅰ・Ⅱ				

図1

意匠、商標、著作権と、これを2年次の春、秋で行います。例えばこの特許法・実用新案法Ⅰ、Ⅱでは、特許法の詳細を学ぶこととなります。

担当の教授は、この3月まで特許庁にありました審判部の森審判長、特許審査第1部高島首席審査長です。森、高島両教授が特許法・実用新案法Ⅰを2年次ですぐに教えていきます。

こういうものにあわせて、2年次の教養課程では言語表現とか時事英語をやっていきます。言語表現は、文章力をつけさせたいという目的で設置した科目です。文章を書く力が今の学生は非常に弱くなってきている。しかし、特許の世界にいる限りは、文章を書く力が重要ですのでこうした配慮をしたものです。

そして、2年次の中では知的財産管理も少し入ってきます。例えば、知的財産と企業経営とか、研究開発と知的財産管理とか。ここをだれが教えるかという、キヤノン(株)にいた田浪先生。キヤノン(株)の契約センターの所長をやっていた田浪さんが2年の知的財産と企業経営も担当されます。

3年次になると、さらに専門科目を増やしていきます。特に、専門科目の中でも、特許手続Ⅰ、Ⅱとか、特許明細書作成とか、商標手続とか、海外手続とか、こういうものを3年次に全部入れていきます。なぜこれが入るかという、さっきご紹介したように、私どもの学部で育てる人材はパラリーガルを意識します。

いわゆる事務所の中で弁理士を支える所員として、学校を出て事務所に入ったら、基本は理解していて、実務に対応できるというぐらいにさせたい。だから、海外特許手続も、PCT手続の基礎ぐらいはきちっと勉強させておこう。当然特許手続Ⅰ、Ⅱですから、日本における補正書の出し方はどうするのかとか。今の大学教育は、実務即戦力をつけることが求められます。昔のような、古きよき時代の大学なら別ですけども、今はこのぐらいまで教育していくことが必要でしょう。

一方、企業に入る学生もいるわけです。卒業生の半分は事務所にパラリーガルとして入るし、半分は企業に入る。そうになると、研究開発と知的財産だとか、知的財産管理演習だとか、知的財産関連情報に関する勉強が必要になります。この関連情報というのは、パソコンを使って商標の検索をしてみるとか、出願の管理をパソコンで動かすとか、そういうのを、ここでやっていくことになるわけです。これらが大体3年次にあります。

4年次は、例えばアジアの知的財産制度とか、技術標準と知的財産とか、こうしたものを科目として少し残してあります。

カリキュラム全体は、2年次と3年次が非常に大きな山になって、縦のほうでは専門と基礎教育に分かれ、専門科目は専門基礎から始まって、こういうそれぞれの領域から構成されている。

学部教育の中で、知的財産について、少なくとも卒

業して会社なり事務所に入ったときに、即戦力として実務の力はきちんと持っている、かつ、ある程度の常識をしっかりと持っている、そうした教育を、今、大学はやらざるを得ない、やる時代です。古きよき時代の大学ならば、哲学を基礎から勉強して幅広く知識を得るという理想があるのですが、今はもうとてもそんな時代ではないです。

**丸山** 就職後、商標とかそういう関係ならともかく、特許明細書作成などは、技術的な素養が必要であり、その点について1年次に少しやる程度で大丈夫なんでしょうか。

**石井** そうですね、我々の非常に悩むところです。特許の世界は、望ましくは、初めにまず技術を勉強しておいて、すなわち理工系の勉強をきちんとやっておいた上で、知的財産を勉強するというのがよいでしょうね。だから、来年つくる大学院では、そのパターンを意識します。学部では理工系の学部を卒業し、そして大学院で知的財産を学ぶというパターンです。

**丸山** 他学部から採られる。

**石井** おっしゃるとおりです。ただ、学部で知的財産を勉強させようとすると、両方やるということではできないわけですね。それでも、このカリキュラムの中で、工学との連携領域は用意しました。1年、2年のときに工学との連携領域の中で、理系の知識を持たせるようにしています。ただ、両方を全くパーフェクトにやるということは難しい。ですから、特許明細書作成といっても、技術をこなしした上での明細書作成ということは、無理でしょう。したがって明細書を書くときの基本的なポイントだとか、一応最低限の覚えておくべきことだけをまず身につけさせようということになります。

**石井** 学生もさまざまです。1年生で177人、2年生で191人とさまざまだから、平均レベルもあれば、非常に優秀なレベルもある。非常に優秀なレベルの学生の場合、本気できちんとやっていて、学部であっても弁理士の試験をどうしても受験したいという学生もいるのです。それは、いわば本人の努力次第です。全員は無理だし、また、平均をそこまで持っていこうとすると無理をしてしまうことになりますから、先生方もそれぞれ苦労するわけです。

今の大学が昔と違うのは、目的を明確にして、卒業したらこれをするのだということを決めていかないと、非常にあいまいになってしまいます。今の若者は、

昔と違って、どちらかという、はっきりとここだとガイドしないといけない。悪く言うとマニュアル人間というか、自分でものを考えて、全部自分で責任を持ってやっていきますという時代では、なかなかない。だから、大学側が緩く、非常に自由度の高いカリキュラムをつくると、学生は限りなく何もしないのです。

**佐藤** そうですね。

**石井** 自由度が高ければ、限りなく何もしない。

結局そういう大学ではどうするかというと、卒業のとき、就職で困ってしまう。学生はそのときにどうするかというと、ダブルスクールといって、例えば大学の法学部に通いながら、夜、専門学校へ行き何かを勉強するんです。そうしないと就職できない。あるいは、4年のときには就職できなかったから、卒業した後1年間専門学校に通います。専門学校に通って就職する。むしろこの知的財産学部の場合には、それを全部知った上で、そうならば逆をやろう。初めから明確に目標を決めておこう。そうするとこういうカリキュラムになるわけです。

**丸山** ターゲットは企業の知財部とか。

**石井** あと、事務所のスタッフ、すなわちパラリーガルです。

**宮崎** 今のお話を聞かせていただいて、知的財産もここ5年ぐらいで極めてグローバルになってきました。今ですとむしろアメリカより中国というシフトが大きいと思うんですけども、そういうグローバルな点から考えるとどうしても英語が非常に重要になってくると思います。カリキュラムに知的財産の英語基礎と応用とあるようですが、少し詳しく教えてください。

**石井** これは、非常に重要な科目で、教員はもう手当てしてあり、かなり立派な先生にお願いするつもりです。ただ、高いレベルを初めから求めていくのか、学生の平均的な能力を考えますと、どの辺で折り合いをつけようかということで、内部で具体的なカリキュラムというか、教える中身を検討しているところです。

今まで、大学の中で、いわゆる英会話というのは重視されてきました。ところが、実務英語でさらに知的財産まで特化するときに、どのレベルまでもっていくか。学生はかなり多様ですから、非常に優秀な学生は、どこまでレベルを上げてもついてきます。ところがやはり平均的なレベルも考えなければならぬ。

私どもとしては、例えば知的財産英語では、最初は

コレポンから行きます。コレスポネン。アメリカの事務所との手紙、ファクス、メールのやりとりを英語でやる。それと、いちばん簡単な技術についての、例えば明細書を1つ読ませる。クレームとはどういうものか。あるいは商標の手続や特許の英語での手続。そのほんとうの基礎の基礎です。このぐらいを最低限身につけさせていこうと。あとは能力があって意欲がある学生には、このうちの3年、4年の中で演習が入ってきます。研究基礎演習、卒業研究。そういう中で、意欲がある学生には、かなりその実力を伸ばしてしまおうと思っています。

**丸山** 特許英語の翻訳等の仕事もあるんじゃないでしょうか。

**石井** そうですね。しかしそこは、これからの研究の余地として考えています。理由は、特許の英語翻訳の場合、理系の知識を必要とする場合が多いわけですね。英語から日本語とか、日本語から英語と。その場合はまず、正確な理系的知識があった上での翻訳文になりますでしょう。パラリーガルにおいて求められる英語の力とは何かというあたりは、私どももまだまだ勉強の余地があると思っています。

**丸山** この知財学部から、大学院へ行けるんでしょうか？

**石井** この学部からの卒業生も大学院へ受け入れられます。その場合には、我々は特別なコース設計を考えています。どうするかといいますと、この学部の卒業生が専門職大学院に入ったときには、理系の勉強をもう一度本格的にさせます。つまり、逆にやる。理系の学部の卒業生は、大学院で知的財産をしっかりとやります。知的財産学部の卒業生が大学院に入ってきた場合には、カリキュラムの3分の1ぐらいは理系の勉強をさせます。

**丸山** 専門職大学院を初めからつくるということは、学部をつくった時点で意識されていたんですか。

**石井** 既にお話しましたように、この大学が最初に知的財産でいこうと考えたのは、1998年ぐらいです。かなり早いときにやろうと考えています。

そのときには、専門職大学院というコンセプトはありませんでした。そのころ考えたことは、とにかく学部がなければ大学院もつukれない。したがって、学部をまずつくり、そして大学院をつくろうと考えました。この場合の大学院は昔型の在来型大学院、専門職大学

院ではありません、この場合の大学院というのは、当然、学部ができてから4年たたないとつukれないのです。学部の卒業生を受け入れる大学院ですから。

ところが、そうするうちに、2001年ごろから専門職大学院という考え方が出てきた。この専門職大学院というのは、今までの大学院とちょっと違っていて、独立大学院です。独立大学院ということは、基礎となる学部の卒業生だけではなく、あらゆる学部の卒業生を受け入れることのできる大学院です。

知的財産というのは、よく考えると、そのほうがよいのです。いろいろな、薬学部、工学部、理学部、建築とか、さまざまな学部を卒業した学生を大学院として受け入れる。専門職大学院の先導をきったのが法科大学院です。専門職大学院の場合、学部がスタートしてから4年待つことはない。ほかの学部からの学生を受け入れるのですから。そこで学部のできた2年後に、つまり来年つくろうと。

専門職大学院では、2つのコースを予定します。1つは弁理士コースです。全員希望するならば、弁理士試験の受験をさせます。それに合格するべく先生方は特訓をします。

もう1つが企業の知的財産部コースになります。知的財産部は、先ほどの学部からも行くじゃないかと。そうなのですが、大学院の場合には、企業の管理者の育成を目標にしています。ちょうどアメリカで言うビジネススクールに似ています。この知的財産専門職大学院というのは、知的財産ロースクール、知的財産ビジネススクール、その2つの性格を持ったものです。いわゆるロースクールとビジネススクールのコンセプトがあって、そこに知的財産という横ぐしを入れて、それを大学院としていこうというものです。

ただ、社会人が大学院に行くということは、まだまだ日本の企業文化の中に定着していない考え方です。最近少しずつ出てきていることは出てきているんですけど、まだ主流ではないので、私どもとしては、何とかそこに一石投じたいという気持ちはあります。

**岩井** 最近、知的財産だけではなくて、MOTなどの技術経営の大学院もいろいろ設立されていますが、大阪工業大学として知的財産学の専門職大学院以外に、MOTというのも可能性はあるんですか。

**石井** あり得ます。

**岩井** そうしますと、今後はMOTとの交流もいろ

いろ出てくるのでしょうか。

**石井** 私は、知的財産というのはあまり狭く考えないほうが良いと思っています。知的財産というと特許を取得するプロキアメントの過程をまず考えてしまいますが、あまりそう狭く考えないほうが良い。知的財産の活用のあたりになってくると、経済学、経営学等もありますし、ベンチャービジネスではMOT的な知識も必要となるし、もともと知的財産というのは、いろんな学問、知識の交差するところなんです。この大学が知的財産で何とか新しい方向を見出そうとする場合、知的財産という狭いところに特化しておくだけではなく、他分野と関連させつつ広げていくことが必要です。MOTは典型です。この大学には経営工学科があります。経営工学科におけるMOTと重ねていく、あるいは協力していくというのは、当然、視野に入れるべきでしょう。

**宮崎** 今、職業的大学の性格としてご説明をいろいろ受けたんですけども、研究のほうは、これだけの研究室があり、なかなか我々ですと二足のわらじで仕事をしながらというのは難しいので、やはり専門的に学問を研究される方が、今はそれぞれの大学にいらっしゃるんですけども、これだけの学部としてきちりと学者さんがいらっしゃるって、研究機関として成立するというのはなかなかないと思います。そういう意味で、その学問的なところのこれからの目標は、どういう形で考えておられますか。

**石井** 今ずっとご説明してきたのは教育ですが、大学は本質的には教育と研究から成り立ちます。教育と研究は車の二つの車輪ですから、どちらかが悪くてもだめ。やはり研究のレベルを維持してそれを教育に反映していくことが必要です。

研究のほうにつきましては、まず人。次に、研究資料としての文献。次に、これらを研究する場を広げていきたいと思っています。研究というのは本質的には意見交換の場、さまざまな人が集まれる場をつくっていかうと考えております。既に1つは動いています。知的財産研究会 (<http://www.opmia.or.jp/04chizaiken.html>) というものをスタートしています。

この場をかりてぜひお願いしたいのは、そういう研究会に、弁理士の皆様にも入ってほしいのです。月に1回やっていますので、ぜひ入っていただきたい。場所は、四つ橋線の本町という駅がありますね、地下鉄

の駅から歩いて1分もかからないところです。

我々大学だけではできないので、大阪府工業協会という社団法人と大阪工大の知的財産学部が共同ですすめています。我々は先生方とか中身を担当します。事務局機能は大阪府工業協会がやってくださっています。今のところ、40名ぐらいまで入っていますが、月1回で、6月は則近教授から、最近のソフトウェアの保護の問題を話してもらいましたし、5月はキヤノン(株)にいらした田浪助教授から、キヤノン(株)における知的財産管理と戦略を、4月は私が職務発明の話を行いました。

そういう動きのほかに、学内だけで先生方の研究会を持っています。特に来年大学院の先生方が入りますので、大学の中の研究会を、いつかこれも外部の方にも入れるような場にしていきたいと思っています。

今まで知的財産の研究は、多くは、法学の専門家がされてきました。しかし、大阪工大が研究していく方向はそれとは少し変えていきたいと思っています。

この大学はどのような研究領域をやろうとしているのかというと、ビジネス社会と知的財産の関係、知的財産を生み出す、活用する、この領域のところで特に研究を深めていきたいと思っています。

理由の1つは、先生方の専門です。先ほど申しました10名強の大学院の先生のうち、約半分は実務家教員です。この大学の知的財産学部の先生方の特徴は、企業の中にあって、発明を生み出し、評価し、そしてそれを活用していく、訴訟まで経験してきた、そういう専門家を我々としては十分確保したつもりで、この点に関しては、日本のどこの大学よりも充実しているという自負があります。

したがって、研究するのはその領域に特化していきたい。そしてまだまだ十分研究がされているとは思えない領域、例えば発明の評価をどうするのかとか、契約でどうするのかとか、当然、職務発明の議論は重要な研究テーマになっていくでしょう。ビジネス社会で、豊富な経験をおもちの先生方がたくさんいるだけに、その御経験・御専門の延長線上に研究を深めていきたい。

**岩井** あと、知的財産の教育というのが最近いろいろところで叫ばれていまして、例えば知財戦略会議でも、人材育成というのが項目で出ていますし、その中で、大学での教育以外に、高校や中学校で知的財産を教育するということについてはどうお考えになって

いますか。

**石井** 知的財産基本法の22条に知的財産に関する専門人材の育成が重要である旨、明記されてあるところ。我々としては、この知的財産学部あるいは専門職大学院の中で基本法の22条が求める専門人材を育成する。

他方、知的財産の専門人材ではないけれども、普通の大学で、工学部とか理学部とか普通の文系学部の学生にも、ある程度知的財産の基礎的、入門的な知識は持ってほしい。社会に入って知的財産の概論ぐらいいは知らないはず。これは、文部科学省が非常に熱心に広げていこうとしているようで、私は大事なことだと思います。今まで知的財産というのは全くやってないという大学が結構多い。それはまずいというので、これからやろうという動きがまず1つ。

我々はそれに関連して、特許庁から委託研究を受託しています。高等教育機関における知的財産導入教育のあり方という研究テーマです。大学における知的財産の入門的な導入教育です。これをどう教えたらいいだろうかと研究し、これを特許庁に報告し、特許庁は文科省と協力しながら日本全国の大学で知的財産教育をいかに推進するか検討されていくでしょう。

他方、もう1つは、大学に来るまでの、中学、高校ぐらいで、やはり知的財産についての関心を持ってほしい。これは、特許庁が非常によいイラストや写真がたくさん入ったパンフレットをつくっております。最近では、結構私共の大学にも要請が来ています。大阪の高校から、先生に来てほしいと。1時間、2時間の時間をつくるので、子供たちに対して、先生方から特許の話をしてやってほしい。そういう要請にも、できるだけ積極的に対応しているところです。

人材育成というのは、基本法22条が言う非常に深い専門人材の育成というものと、横にぐっと広げていく、知的財産に関心を持ってもらう幅広い人材の育成と、両方あるかもしれませんね。

**岩井** 特に最近、著作権などでは、侵害の態様に合わせていろいろな改正が行われていますが、要は違法にコピーする人のモラルの問題のような気がしています。そのため、知的財産教育が一番の著作権の保護強化になるのではないかと、個人的には思っているんですけども、そういう意味で、もう少し、弁理士や知的財産にかかわる人が、小学校なり中学校なりに行って

教育を行う必要があるのではないかなということも思っているんです。

**石井** おっしゃるとおりです。特に、昔と違って、最近のようにインターネットが広がり、パソコンの内容が非常によくなってくると、中学生ぐらいでも、簡単に大量の情報データをコピーすることができるし、現にやっている。いろいろのソフトも使いこなし、インターネットで大量の音楽とか映画をコピーしてしまう。ですから、知的財産についての基礎的な常識というものを、早い段階である程度教え込む。何か技術的な能力だけが先に進んでしまう。ところがそれを使っている人たちは、知的財産や著作権の常識もない。それがあまりにも乖離し過ぎている。

**佐藤** 最後に、大学と弁理士との今後の関わり方についてお聞かせ下さい。

**石井** 私どもとしましては、知的財産基本法22条を受け、非常に世の中が知的財産に関心を持っているということはありがたいと思っています。私自身、特許庁を退官し、知的財産学部をつくるという目標のもとにこの大学にかかわってきたのですが、大きな方向、流れとしては間違っていない。国全体もその方向に行っている。

ただ、これは、大学だけが頑張るわけではないわけです。やはり大きいところを占めるのは弁理士の方々だと思います。我々自身、弁理士さんをサポートする人材を学部で育成しよう、大学院では弁理士そのものを育成しよう、あるいは企業で知的財産マネジメントにかかわる者、それを支える者を育成しようとしています。それを受ける側の特許事務所、企業の知的財産部の皆さんにも、大学がそういう問題意識で、今、新しい領域に挑戦しつつあるんだということを、ぜひご理解いただきたいわけです。

いわゆる昔ながらの大学では、特許について何も知らない、事務所や企業に入ってからOJTで、見よう見まねでもかく自己努力で勉強するしかない、今まではそうだったわけです。今後はもうそういう時代ではなくなりつつある。既に大学はそこに挑戦しつつあるということ、弁理士の皆様に御理解していただきたい。場合によっては、ならばそういう人材を試しにこれからは使ってみようかなということも御検討頂きたいのです。

弁理士をやりながら、夜、大学院に行くというケー



スも考えられます。

これからの弁理士さんは積極的にレベルアップをしていくことが必要であると思うし、その際に、弁理士さんが、弁護士さんの能力のほうに近づいていく努力も大事だけれど、弁理士さん独自の力というか、弁理士さんでなければできないところをレベルアップしていく、ポテンシャルアップしていく意欲、努力、またそこに大学がどうかかわるかというのは大事であると考えています。

弁理士さんも、従来は権利を取得するまでが業務の中心でありましたが、それ以外の領域に対して、もっと意欲的にポテンシャルアップをしていく努力をされた方がいいと思っています。例えば、技術標準あるいは独占禁止法との接点をどう考えていくのかについては、今後ますます重要になっていくでしょう。

私どもの先生の中には、公正取引委員会の経済課長をされていた方がいます。独禁法の専門家です。

**宮崎** 興味深いですね。

**佐藤** 今日は大阪工大の特徴というかオリジナリティー、よくわかりました。こういう特徴のある大学が関西から出たというのは、うれしく思います。

**石井** ただ、これだけ大学が本気になっているということを、まだ十分ご理解されていない。だから、私はこの機会が非常にありがたいことでした。

これを機会にできれば交流の場もつくっていきたくて願っています。弁理士会の皆さんとの、いろんな勉強会をつくるのも良いですし、あるいは弁理士会の皆さんの勉強会があるときに、大学の先生が顔を出す機会をつくるのもいいし、できるだけそういう交差点を広げていきたい。私は先生方にはできるだけ外に出ていってください、声がかかったら必ず行ってくださいともお願いしています。

ぜひ皆さんも、これを機会に、私どもの大学を使ってください。よろしくお願ひします。

**佐藤** どうも、いろいろありがとうございました。

(原稿受領 2004.7.8)